

## 世界遺産と博物館の役割

植野 浩 三

はじめに

今日、日本の世界遺産登録申請は増加の方向にある。世界遺産の重要性やその登録意義が徐々に浸透し、国民にとっても普遍的な存在として認識されるようになってきている。日本において登録された世界遺産は現在、文化遺産が一件、自然遺産が三件の計一件三件であるが、これから登録を検討している地域も多い。こうした増加傾向は、世界遺産の内容や保護に対する認識を高め、遺産の重要性を啓発するためには極めて有効的であるし、これは世界遺産に登録されていない全国の史跡および名勝、天然記念物の保護と理解にも通じるものである。

世界遺産の登録は、遺産の保護を前提として、その知名度をあげて存在性を高めること、そして地域活性化の目的が内在している。これは必ずしも否定すべきことではないが、勲章的な側面にのみに重点がおかれる場合は、本来の趣旨を改めて検討する必要性も出てこよう。

世界遺産の保全とともに、その認識や理解には管理者や自治体そして地域住民の理解と活動が不可欠である。また、より啓発を進めるためにはインフォメーション的施設の設置や、解説物・刊行物の出版が不可欠である。インフォメー

ション的施設としては、ビクターセンターのような新たに設置する単独の施設、あるいは当該地域の調査研究施設、教育・文化施設等の相互利用も考えられる。また、既に存在する博物館や資料館の活用も有効であることは間違いない。この根拠は後に示すが、博物館は世界遺産に限らず、地域の文化財保護・活用や啓発についての役割も担っており、博物館活動の一部を構成する要素となっているのである。

世界遺産と博物館は、それぞれの条約や規約（以下関連規約とする）に準じて、各地で活動が取り組まれているが、両者の有機的な関係についての認識は徹底されているとは言いがたい。こうした世界遺産と博物館の関係については、関連規約をもとにすでに灰野昭郎が論じている（灰野二〇〇〇）。関連規約とは言うまでもなく、世界遺産については、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」であり、これに準拠して登録が審議される。一方、博物館に関する世界的な規約は、国際博物館会議（ICOM）が裁決した「国際博物館会議規約」であり、多くの国がこれに準拠している。

灰野はまず最初に、博物館と世界遺産の関連性を概観する中で、「一般的に世界遺産は不動産、およびそれに組み合わされる物件」、通常の「博物館資料は動産といえる」として基本的な認識について整理し、次いで世界遺産と博物館の密接な関係や接点を次のように述べている。

①歴史的に見ても、文化遺産の保護と研究の責任者として学芸員が登場してくるため、博物館と世界遺産は本来密接な関係にある。

②「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で決定されたものであり、国際博物館会議も同様にユネスコの傘下に作られたものであり、博物館は社会に貢献する施設として定義され、世界の博物館もユネスコの傘下である。従って、世界遺産と博物館は根元では同概念である。

③「国際博物館会議職業倫理規定」にある不法取引の条項では、史跡、少数民族の破壊等を進捗させることは慎む。それは国の財産、世界の財産の精神に反する、と記されている。特に、人間遺跡や宗教遺跡のコレクションを良好な状態で伝える責任を負う、という記述は、直接的に世界遺産とからむ条項である。

以上のように、世界遺産と博物館は非常に密接な関係であることを示し、博物館の機能の中には世界遺産を保護・啓発する役割が内在することを提示した。こうした基本的な認識について異論を唱える者はまず存在しないと考えられ、共通した見解と考えて良からう。

しかしそれに次ぐ、より具体的かつ詳細な内容や見解については、その後、指摘・論考されたものはほとんど無いと言ってよい。したがって本稿は、灰野の見解を基礎にして、世界遺産と博物館の密接な関係について改めて整理し、世界遺産の理解や保護、その活用を深める一機関として博物館の存在を位置づけ、その有効性を考えることを目的とする。

本稿ではまず、世界遺産と博物館の関連規約を整理し、次いで世界遺産に関連する博物館の役割の確認、博物館における遺産の解釈、野外博物館やエコミュージウム活動との共通点の整理を行い、世界遺産の具体例を紹介しつつ、博物館の理想的な運営や方策について考えてみたい。

## 一、国際博物館会議関連規約

世界遺産と博物館の定義は、それぞれ別の関連規約によって定義されている。ここではまず、国際博物館会議（ICOM）が採択した、博物館に関する国際的な規約である、「国際博物館会議規約」や「職業倫理規定」の条文の中で、世界遺産に関連する条項を抽出して整理し、博物館と世界遺産の国際的理解や関連性について見てみよう。

### 国際博物館会議規約（一九八九年オランダのバークで採決）

#### 第2条 定義

1. 博物館とは、社会とその発展に貢献し、研究・教育・楽しみ为目的で人間とその環境に関する物質資料を取得、保存、研究、伝達、展示する公共の非営利常設機関である。

(a) 上記の博物館定義はその管理体制の性格、地域の特性、機能構造、又は収集方法によっても制限されない。

(b) 上記機関に加えて次の機関を博物館とみなす。

(i) 自然、考古学、民族学上の遺物、遺跡、史跡、及び人間とその環境に関する物的資料を取得、保存、伝達する博物館の性格を有する場所。

(ii) 植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、即ち植物園、動物園、水族館、ビバリアなど。

(iii) 科学センター及びプラネタリウム。

(iv) 図書館及び公文書センターの常設保存研究所及び展示ギャラリー。

(v) 自然保護地。

(vi) 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が下記のごとく考え

る機関。

- ・部分的又は全体的に博物館の特性を備えている。
- ・博物館学的研究、教育又は研修を通し博物館と博物館専門職を支持している。

国際博物館会議規約では、以上のように博物館を定義している。ここで注目しておきたいのは、b-i項であり、博物館の中には、遺跡・史跡（記念物）が明示されていることである。遺跡や史跡も博物館の一部として示されている。もちろんこれは、単体の遺跡そのもの場合は少なく、多くの場合は遺跡に「博物館の性格を有する場所」が必要条件となるが、遺跡・史跡も博物館を構成する一要素であることが確認できるのである。

また、b-v項では、自然保護地とある。いわゆる天然記念物である動植物の生息地・自生地や、自然の名勝を含む地域が該当し、博物館は広範な定義を有していることがわかる。

この定義に準じれば、遺跡・史跡、自然保護地も必要な条件を整備すれば、博物館として定義されることになる。一般的に、遺跡・史跡は文化遺産であり、自然保護地は自然遺産に該当することになるが、それぞれの遺産が博物館として定義され、運営・活用できる要件を備えていることが重要である。

#### 国際博物館会議職業倫理規定（一九八六年ブエノスアイレスで採択）

##### 3. 1 収藏品（コレクション）

……管理機関は、（中略）自国またはその他の文化遺産もしくは自然遺産（中略）を尊重すべきである。

##### 3. 2 違法資料の取得

資料および標本の不法取引は、史跡、民族文化および生物の生息環境の破壊を促し、地方レベル、国レベルおよび世界レベルでの盗難を助長するものである。このことは、（中略）各国の遺産および国際遺産を尊重

する精神に反するものである。

##### 3. 3 現地調査および収集活動（フィールドワーク）

博物館は、世界の博物館的、考古学的、民族学的、歴史学および芸術的資源の劣化を阻止する活動において指導的立場に立たなければならぬ。各博物館は、適切な国および国際法ならびに条約上の義務に基づき、また、そのアプローチが、文化遺産および自然遺産を保護し増進させるための国および国際レベルの努力の精神、および意図に一致していることを正当に確信しつつ、収集活動を行う方針を策定すべきである。

職業倫理規定の基本は、博物館あるいは専門職員の基本姿勢や責任の原則にある。博物館の定義は国際博物館会議規約に準じており、その前提のもとに倫理に関する細かな内容が記されている。

職業倫理規定では、博物館は文化遺産や自然遺産の保護について、世界遺産に関する条約にある基本的姿勢を遵守することが前提にある。3. 1は特に博物館の収藏品（コレクション）に関わる条項であるが、その前提として「文化遺産もしくは自然遺産の尊重」が存在する。また、3. 2は違法資料の取得に関する制約または禁止条項であるが、同様に違法・不法取引は、「史跡、民族文化および生物の生息環境の破壊」を促し、「地方レベル、国レベルおよび世界レベルでの盗難を助長する」点を嚴重に注意している。そしてこれは「各国の遺産および国際遺産を尊重する精神に反するもの」とあり、博物館は世界遺産を尊重し保護することが前提であることが分かる。

そして3. 3は、世界遺産を含む現地調査および収集活動に関する制約である。具体的に遺産に関係する劣化を、「阻止する活動において指導的立場に立たなければならぬ。」とあり、「文化遺産および自然遺産を保護し増進させるための国および国際レベルの努力の精神」を遵守することが、博物館の活動において前提であると記している。特に、博物館は「指導的立場」であるべき

であり、国際レベルの遺産の保護とその努力が、博物館の重要な役割の一つであること明記している。

以上のように、国際博物館会議の関連規約では、具体的な活動方法は明示されていないが、①広義の遺産が博物館として定義されていること。②博物館活動には遺産保護の精神において、指導的立場にあること、が確認できる。したがって、博物館は世界遺産（記念物等）と無関係ではなく、遺産の保護に重要な役割をもち、濃密な関係もっていることが再確認できる。

## 二、日本の博物館法および博物館関連規約

次に、日本の博物館法および関連法について見てみよう。博物館法は言うまでもなく、前述のICOMの採決した「国際博物館会議規約」に準じる立場をとっている。ここでは、「博物館法」と文部省通達の「市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方」、社会教育審議会・社会教育施設分科会中間報告の「博物館の整備・運営の在り方について」について整理する。

### 博物館法（一九五六年施行）

#### 第3条（博物館の業務）

①—8 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

①—9 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借を行うこと。

①—10 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

②博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の现实生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

博物館法は一九五六年施行以降、多少の改正はあるが、たとえば前述の一九八九年のオランダ・パークで採択された「国際博物館会議規約」等の内容を適時改正しているわけではないし、倫理規定についても文言がない。そうした意味において今日の博物館法は、改正の余地を大いに残していると言えるが、基本的な理解においては支障はない。

まず博物館法の第3条①—8項では、文化財保護法の適用を受ける文化財についての便を図ることが明記され、文化財の活用は博物館の役割の主要素であることが示されていることが重要である。

この解釈には二者ある。その一は、文化財保護法にあるいわゆる有形文化財や民俗文化財の動産的な文化財（含む国宝・重要文化財）や無形文化財について、保管の内外を問わず、その所在地や内容について解説書又は目録を作成して、学習や研究あるいは見学等の利用の便を図ることである。

その二は、記念物や伝統的建造物群、登録文化財の一部も含まれるが、一般的に不動産的な指定物件について、同様に所在地や内容について解説書又は目録を作成して、学習や研究あるいは見学等の利用の便を図ることである。いずれにしても、博物館の使命として文化財の活用が明記されている。

また、文化財保護法の適用を受ける文化財、特に国宝や重要文化財の指定を受けた有形文化財や民俗文化財については、公開に関する条項が存在する。指定文化財の公開勧告や命令が行われた場合には、多くの場合博物館が公開場所となり、同法と博物館との関係は非常に深いといえる。こうした点を考慮するまでもなく、博物館は文化財保護法と有機的な関係を共有していることは明白であり、博物館の使命とも大いに関連しているといえる。

## 市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方

(昭和五二年文化庁・文化財保護部)

### 設置と資料館活動

#### (1) 用地

…(略)…建設予定地の付近に建造物・美術工芸品・民俗文化財・遺跡及び名勝地などの文化財や公民館・美術館・図書館及び文化会館等の教育文化施設があり、有機的に文化・文化財の学習活動ができることが望ましい。……

#### (2) 資料館活動

##### II 学習活動の内容

##### a. 文化財見学(学習)会の開催

市町村内に所在する遺跡・建造物・美術工芸品・伝統芸能・有形の民俗文化財を現地に訪ねて実際に見て理解を深める。

この条文では、歴史民俗資料館の設置場所は、建造物・遺跡・他の文化財所在地に近く、文化財の学習活動が期待できることが望ましいとある。そして、具体的には現地見学も重要とある。この通達は法令的な規制はなく、一九七七年のやや古い時期のものであるが、当時の博物館・資料館と文化財(記念物)のあり方を考える場合、とても重要である。即ち、資料館そのものを記念物と一体で考えている点である。その目的には、記念物等の保護や整備、そして活用があげられる。単体の施設としての資料館ではなく、文化財、特に記念物の活用を重視していることが読みとれるのである。こうした目的や姿勢が当時、少なくとも歴史民俗資料館には課せられていたことがわかり、この方向性は現在の博物館の役割にも通じているのである。

## 博物館の整備・運営の在り方について

(平成2年 社会教育審議会・社会教育施設分科会中間報告)

### 1. 博物館活動の活発化

#### (1) 教育普及活動の多様化と充実

…(略)…博物館の教育普及活動には、それぞれの博物館の資料や特色を活かし、…遺跡見学会等の野外での活動や…多彩な活動を工夫する必要がある。…

博物館はその館種に応じて、文化財保護あるいは自然保護に関して大きな役割を果たしている。博物館として資料の保存に細心の注意を払い、後世に引き継いでいくことはもとより、博物館事業の実施に当たって、文化財や自然の保護に対する人々の意識を高めるよう一層の工夫が必要である。

社会教育審議会・社会教育施設分科会の中間報告という性格はあるが、貴重な内容である。同報告の前半部分は、前述の「市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方」と同じく、博物館は記念物(遺跡等)の活用と普及に対して積極的に取り組む必要性を述べている。後半部分では、明確に博物館の役割として、「文化財保護あるいは自然保護」が記述されている。そして、一般市民の意識を高めることも博物館の役割としており、博物館活動の主要素である普及・啓発活動が明記されている。

この報告も一九九〇年と比較的古い時期の中間報告といえるが、博物館と文化財の関係を考える場合には重要な報告である。

以上のように、博物館法およびその関連法規を見てきた。言うまでもなく、三者ともに博物館は、文化財保護や普及についての役割をもつことが記されている。従って、博物館と文化財保護は極めて有機的な関係にあり、直接・間接を問わず博物館の使命として定義されていることが分かる。博物館法第3条の

条項は、広範な文化財に該当することが読みとれるし、他の二者の条文は、その内容をより具体化した内容として理解できるのである。少なくとも博物館の役割には、こうした理解や方向性が存在し、博物館活動の構成要素になっていることは明らかである。

ただし、博物館の種類によっては、文化財の保護や活用について、直接的または積極的な事業として運営できない施設が存在するのも事実である。しかし、博物館の使命においては、こうした基本姿勢が前提にあることを理解しておく必要がある。

### 三、世界遺産に関する条約

ここでは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約とする）のなかで、博物館と関連する事項を見てみよう。その前提は、文化遺産と自然遺産ともに自国の法整備（立法上の措置）が必要であるが、日本の場合にはいうまでもなく前述の文化財保護法の適用が必要条件となる。以下、関連条項をあげてみよう。

#### 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

##### 第五条

(b) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務に必要な手段を有する一又は二以上の機関を領域内に設置すること。

(e) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

##### 第二十七条

1 締結国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び広報事業計画を通じて、自国民が第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産を評価し尊重することを強化するように努める。

これらの条文は、いずれも直接的に博物館の文言は示してはいるが、博物館の関連性について少し考えてみよう。第五条bにおいては、職員と機関の設置がうたわれ、eにおいては全国的又は地域的な研修センターの設置が示されている。第五条bは、第一義に国家的なレベルにおいて世界遺産担当の職員や機関の設置が必要とする。また、一又は二以上の機関としていることは、主要な地域にも総合的機関の設置が必要であると解釈できる。

eの全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、の文言は、国レベルの機関設置に次いで、各遺産を有する地域や自治体に設置されるべき必要不可欠な機関・施設と理解することができよう。設置された研修センターは、文化遺産及び自然遺産の学術的調査や、保護、保存及び整備を担当する。また、第二十七条にある教育や広報的手段によって、遺産の評価や尊重する精神を啓発する使命も負っており、国レベルの限られた機関のみでは、効果的な活動には限界がある。

研修センターの厳密な組織の規定はない。これまでの文化財保護政策に倣って、担当部局で行われる場合が多い。しかしこれら内容は、博物館の機能にも符合するのである。前述の歴史民俗資料館の役割には、文化財の保護・保存・整備、活用が示されている。特に第二十七条にある「教育及び広報事業計画」による「評価と尊重することの強化」は、「博物館の整備・運営の在り方について」で示された内容と一致し、博物館では既に実績がある。また、こうした役割を担う「適当な職員を有し」については、職務の内容を見ても灰野が示したように、博物館学芸員であってもよいと考えられる（灰野二〇〇〇）。

以上のように、直接的に限定されていないが、こうしたセンターの機能を博

博物館にもたせること、あるいは連携させること、そして学芸員がその職務を担うことは充分可能なことである。博物館関連規約にもあるように、世界遺産の保護・保存・整備や活用において、博物館はその役割を担う機関なのである。こうした根本的な概念を再度確認しておく必要がある。

#### 四、世界遺産の博物館資料的位置づけと野外博物館

##### 博物館資料としての記念物

前述の ICOM や日本の博物館関連規約において、世界遺産（記念物）は博物館と直接的に関連することがわかった。こうした不動産的な世界遺産を含む区域や博物館は、博物館学では野外博物館に分類し、屋外にある記念物等を博物館資料として活用している。

新井重三は、野外博物館を現地保存型と収集保存型に分類し、「現地保存型の野外博物館こそ野外博物館の理想であり本領である」としている（新井一九八九）。世界遺産（記念物）を考える場合には、この現地保存型が該当しよう。現地に存在する記念物等が、野外博物館ではすべて博物館資料として解釈できるのである。

筆者はこうした理解に基づいて、世界遺産に通じる記念物を博物館学的に考えたことがある。文化遺産・自然遺産を含む記念物は、観光や娯楽的な鑑賞目的であっても、学術調査・研究の目的であっても、現地の環境の中に保存、存在してこそ意義がある。その臨場感は現地でしか味わえないし、対象物の成立要因や背景、形成過程を検討するためには、景観や地理的環境を備えたものが一級資料といえる。こうした資料が、野外博物館においては理想的な博物館資料とした（植野二〇〇二）。

博物館の野外（屋外）展示は、一般的に博物館の敷地内に石造物等を露出展

示したものを連想させるが、これも展示資料であることには違いない。野外博物館では、記念物をすべて展示資料（博物館資料）として位置づけることが可能であり、筆者はこれを展示的資料とした。当然、規模や内容の違いはあり、それぞれの特性に即して保全・復原・整備・管理され、現地において展示・活用されるが、博物館学的概念においては相違はないのである。

前述した ICOM の規約では、博物館の定義として、「自然、考古学、民族学上の遺物、遺跡、史跡、及び人間とその環境に関する物的資料を取得、保存、伝達する博物館の性格を有する場所」があげられていた。このうち、「博物館の性格を有する場所」の内容がポイントとなる。一般的に記念物等を包括した野外博物館は、「博物館の性格を有する場所」として異論はない。また、野外博物館に分類されなくとも、記念物等が存在する敷地内、または近隣に博物館・資料館等が存在する場合も同様の解釈が可能であり、対象とする記念物等はすべて展示的資料といえるのである。

##### 野外博物館と記念物

野外博物館として活動している博物館は、文部科学省平成一四年度社会教育調査報告書によれば、登録・相当する施設一一〇館園のうちの一一館園（一％）、類似施設の四二四三館園のうちの八五館園（二％）であり、総計で五三六三館園中九六館園（一・八％）である。日本における野外博物館の比率は、極端に少ないと言える。しかし、野外博物館に分類されない博物館にも、隣接して史跡公園等の記念物を包括するものも数多く存在するため、ここで対象とする博物館園はかなりの数になろう。

野外博物館に限らず、記念物等に隣接して博物館や資料館を併設させ、博物館活動を充実させることは、前述の「市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方」で奨励されていたように極めて重要である。こうした取り組みや資料館の併設は、全国の風土記の丘・資料館を手始めとして、登呂遺跡資料館、賀

曾利貝塚資料館、弥生文化博物館や、多賀城跡、太宰府跡、名護屋城跡、朝倉遺跡、西都原古墳群他、各地に存在し、野外博物館を兼ねた博物館活動が実践されているところである。

登録された世界遺産に限ってみても、関連する施設を有しているものが多い。「古都奈良の文化財」として有名な平城宮跡では、奈良文化財研究所所管の平城宮跡資料館が存在し、厳島神社では厳島神社宝物館と宮島町立宮島歴史民俗資料館、原爆ドームでは平和記念館が、沖縄県では後述するように、首里城跡内に展示室があり、今帰仁城跡には今帰仁村歴史文化センター、座喜味城跡には読谷村歴史民俗資料館が隣接して存在する。そして、屋久島では屋久島オーブンフィールド博物館があるように、施設併設の重要性は既に認識され、実践されているのである。

こうした例は、すでに記念物等が野外展示物としての役割を果たしているのであり、これに異論を唱える者はなからう。記念物に博物館を併設する重要性は、前例のように古くから実践されていることであり、ここであえて記念物を、博物館資料や展示的資料と再定義する必要性もないが、記念物と博物館活動の基本的あり方を再認識しておきたい。

全国各地に存在する膨大な記念物において、全てに博物館や資料館を設けることは到底不可能である。名勝の多くは遠隔地の場合も多いし、山頂に史跡が存在することもある。そうした地域に併設施設を設けることは非効率であるし、逆に自然景観を損ねる場合もある。あくまでも理想的なスタイルとして、記念物近隣に博物館・資料館を併設するスタイルが望まれる。または、分館的な簡易な自然・文化遺産センター (heritage center) の設置も有効であろう。条件に応じた対策が必要なのである。

しかし、登録された世界遺産は、国際レベルの保全や普及を充実させることが登録の条件でもあり、責務である。単に自治体等のイベント性や対面的な問

題ではすまされない。世界遺産の理解と普及においては、恒常的な取り組みが必須であり、単発・短期的な取り組みでは不可能であろう。こうした活動は、規模や内容の差はあるが、前述の野外博物館やそれに準じた博物館での実績があり、世界遺産には博物館や資料館の存在が欠かせないことは実証済みである。所管博物館等とは無縁に行われる一方的な政策では、継続性や有効活用は望めない。関係自治体や機関と連携の上、博物館活動を視野入れた政策と計画が行われるべきであろう。

## 五、エコミュージアムと世界遺産

前述した「博物館の性格を有する場所」としての野外博物館や、それに準じる博物館が管轄する記念物等は、博物館資料や展示的資料として位置づけることできた。反面、「博物館の性格を有する場所」に該当しない記念物は、全国各地に多数存在する。これらは、ICOMや関連法規の定義からしても、博物館の概念には該当させることはできない。一般的には、単体の記念物として取り扱われる。しかし、ここで述べるエコミュージアムの概念を展開することに より、博物館資料 (展示的資料) としての位置づけや博物館活用が期待できると考えられる。

エコミュージアムは、「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発展過程を史的に探求し、自然遺産および文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通して、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする博物館」と定義される。地域の遺産と住民参加を基本として、地域の発展に寄与する、新しい博物館構想である。新井重三は「生活・環境博物館」という訳語を与えている (新井一九九五)。

大原一興によれば、エコミュージアムの主要素は次のH・P・Mで構成され、



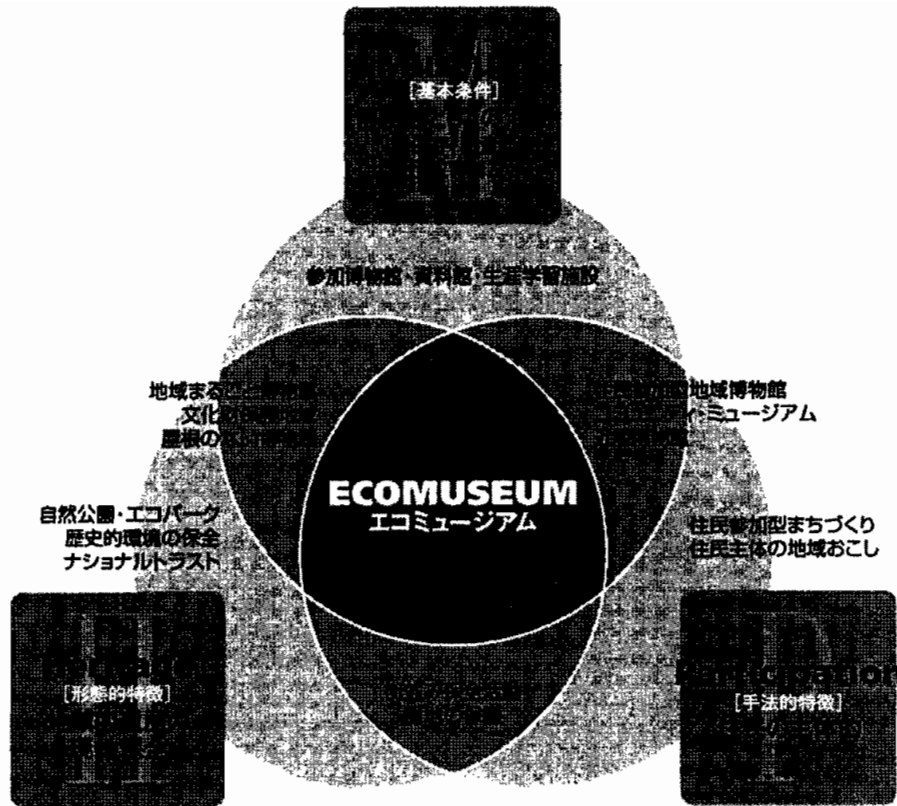


図1 エコミュージアムの概念 (大原1999より、一部補筆)

三者が有機的に連携して機能することによって運営され、一要素でも欠落すると存在性はないとする (大原一九九九)。

H (Heritage) : 地域における自然環境、文化遺産、産業遺産などを現地保存すること。

P (participation) : 住民の未来のために、住民自身の参加による管理運営。

M (museum) : 博物館活動

具体的な内容は、図1の模式図の通りである。Mは施設としての博物館(コアマミュージアム)の存在と、その活動を示している。一般的な博物館は、施設内に博物館資料を保管や展示することを常とするが、エコミュージアムでは必ずしもそれを排除するものでもない。

エコミュージアムのHは世界遺産に通じ、広範囲である。図1では、M・Hの関連事例として、地域まるごと博物館、文化財保護地域、屋根のない博物館、自然公園・エコパーク、歴史的環境の保全、ナショナルトラストが記されている。本稿で述べてきた記念物の他に、地域の産業も含まれる。その内容や規模は様々であるが、地域の遺産を対象物として構成している点が重要である。遺産はサテライトとして位置づけられ、自由に見学し、学習し、理解し、感動し、満足し、あるいは発見する場でもある。

こうしたサテライトの記念物等は、エコミュージアムの根幹であり、前述の展示の資料である。記念物は見学の対象物であり、展示室における博物館資料と同等の意味を持っているのである。こうした定義に立てば、遠隔地に所在する記念物もサテライトに指定することによってエコミュージアムの構成要素となる。これは、「博物館の性格を有する場所」として充分当てはまる。したがって、ICOMで定義された遺跡・史跡(記念物)の多くが、博物館資料・展示的資料に該当することになる。

エコミュージアムでは、Pの住民自身の参加による管理運営が基礎であり、単に遺産と博物館の存在だけでは機能しない。図1にあるような連携した活動が基本であり、実践例もある<sup>1)</sup>。エコミュージアムでない場合には、博物館資料・展示の資料の位置づけは原則的に困難である。また、形式的なエコミュージアムの設立は、形骸化を招くだけであり、将来的な展開は難しいことになる。

世界遺産を含む記念物は、保全や理解・普及には博物館機能、あるいは博物館的機能が伴ってこそ効果的に活用・運用ができることを、エコミュージアムでは実践しているのである。したがって、世界遺産を含む記念物は、エコミュージアムの趣旨を参考にして、遺産の保全や理解・普及、そして博物館機能を充実させていくことが肝要であろう。特に、世界遺産の普及・啓発には、これに倣った活動を検討することが望まれる。

記念物を展示的資料として考える基本は、野外博物館やそれに準じる博物館、そしてエコミュージアムにおいて可能であり、それが世界遺産を含む記念物と博物館の理想的な形態とも言えよう。

## 六、世界遺産と博物館活動

エコミュージアムの概念や活動例を参考にすれば、博物館は遺産の保全や理解・普及に関して、重要な機能を担うことが分かる。単に自治体の一方的な保護・整備政策や地図・刊行物作りに留まらず、博物館活動の中で遺産を考えることができるのである。遺産の価値は、担当部局・機関を違えても変わるものではないが、その活用や活動は基本的理解や姿勢によって格差が生じよう。博物館や世界遺産の関連規約を再掲するまでもなく、博物館は広く遺産の保護や普及の役割をもっており、エコミュージアムにある博物館機能と共通する活動が前提となっている。

近年では、日本を問わず各国の世界遺産に関連して、多くの企画が取り組まれている。百貨店やギャラリーを会場とする写真展や催し物も多く見受けられ、国民の世界遺産に対する認識と関心は非常に高くなってきている<sup>2)</sup>。

世界遺産登録地には、一早く遺産を顕彰する石碑や看板が建立されることが多く(図2)、広報を通じての活動も活発である。これらは、当該自治体や関係機関の方針に沿う形で実施され、登録時における関係機関と住民の関心は高い。世界遺産登録を誇り、世界遺産を認知させる、あるいは来訪者増加を図る役目をもっており、一定の成果をあげているといえる<sup>3)</sup>。

実際の博物館における世界遺産の取り組みを見てみよう。近年では世界遺産登録を記念し、あるいは世界遺産の名称を用いた多くの企画・特別展が行われている。二〇〇四年には、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録がなされた。これを記念して和歌山県立博物館では、「空海と高野山」展が、大阪市立美術館では「祈りの道」展がいち早く行われ、関係自治体においても同様の企画や行事が多く行われた。

また、多くの博物館において、世界遺産を冠した企画・特別展が常時行われている。博物館でのこうした取り組みは、世界遺産の重要性と理解を深めるためには効果的であり、博物館ならではの活動の一つといえる<sup>4)</sup>。

次に、世界遺産所在地での博物館との関係を見てみよう。沖縄県では、二〇〇〇年に「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」として九ヶ所の史跡が世界遺産に登録された。その分布は、那覇市から今帰仁村にまたがる広域な範囲にまたがっている。那覇市には、首里城跡、玉陵、識名園、園比屋武御嶽石門の四ヶ所が隣接して存在している。首里城跡は、広範囲にわたり城壁や門等が復原・整備され、中枢部の正殿一帯は北殿、南殿、奉神門等が復原されて公開されている。この正殿一帯は有料区域になっており、北殿と南殿には展示施設が設けられている(図3)。



図2 世界遺産顕彰碑（和歌山県那智御瀧）

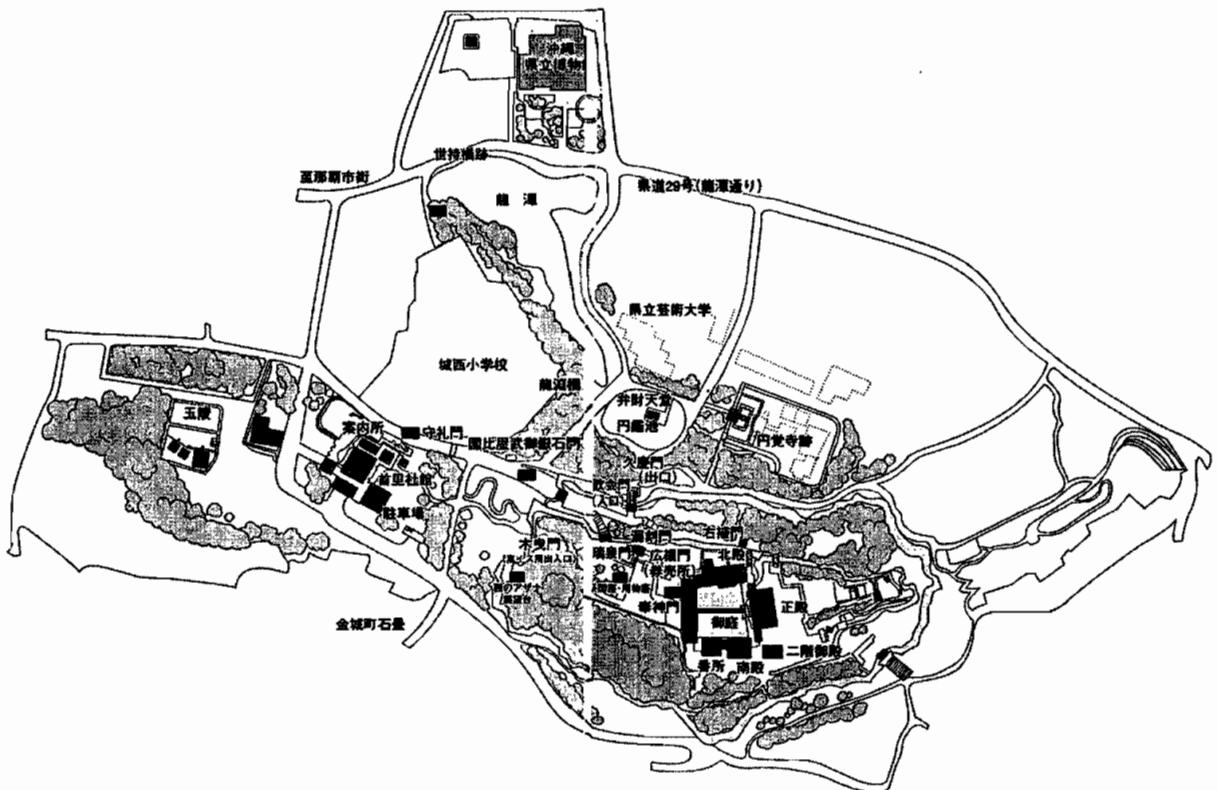


図3 首里城跡の配置と周辺図（海洋博覧会記念公園管理財団2000より、一部改変）



図4 首里杜館（首里城公園レストセンター）内ビジターセンター

展示室では常設展の他に企画展示も行われ、合わせて資料の収集、復原、調査研究、普及や、首里城公園友の会等の具体的な博物館活動も行われている。琉球の歴史や首里城跡の詳細は言うに及ばず、沖縄県の世界遺産を理解するためにも効果的である。現在は博物館類似施設であるが、正殿を含めた建物全体を登録博物館申請に向けて検討中であるという<sup>5)</sup>。理想的には、正殿や城壁内の無料区域全体を包括し、世界遺産と直結した博物館的構想が期待される場所であるが、博物館的施設と世界遺産が一体化した例として貴重である（海洋博覧会記念公園管理財団二〇〇〇）。

一方、城壁外には観光者を導入し駐車場を兼ねた施設である首里杜館（首里城公園レストセンター）がある。地下一階には駐車場に連結した、写真展示や模型、映像を備えて世界遺産の解説を行うビジターセンターがあり（図4）、地上一階には売店や食堂街に、復元品や絵図を展示した情報展示室がある。いずれも観光施設的要素が強い。首里城跡や世界遺産の導人的役割をもっているが、ビジターセンターとしては内容的に希薄でありやや寂しい。多くの見学者は立ち止まることはなく、通り過ぎていた。本殿や北殿と南殿（有料区域内）展示室との連携が認められないのが残念である。

首里城一帯は、城郭内が国営公園（国営沖縄記念公園事務所）、さらに有料区域が都市基盤整理公園、城郭外が県営公園として管轄され、全体を海洋博覧会記念公園管理財団（首里城公園管理センター）が一元的に委託管理している。博物館施設とレストセンター（ビジターセンター・情報展示室）で見られた不統一な部分は、城壁内外を問わず統一的な、全体的な計画の体制・連携が望まれる。こうした課題はあるものの、世界遺産と博物館の一体化を目指した例として評価できよう。

一方、今帰仁城跡には隣接して今帰仁村歴史文化センターが存在する（図5）。主な展示は、村内の史跡や民俗資料であるが、今帰仁城跡の展示もある。エン



図5 今帰仁村歴史文化センター

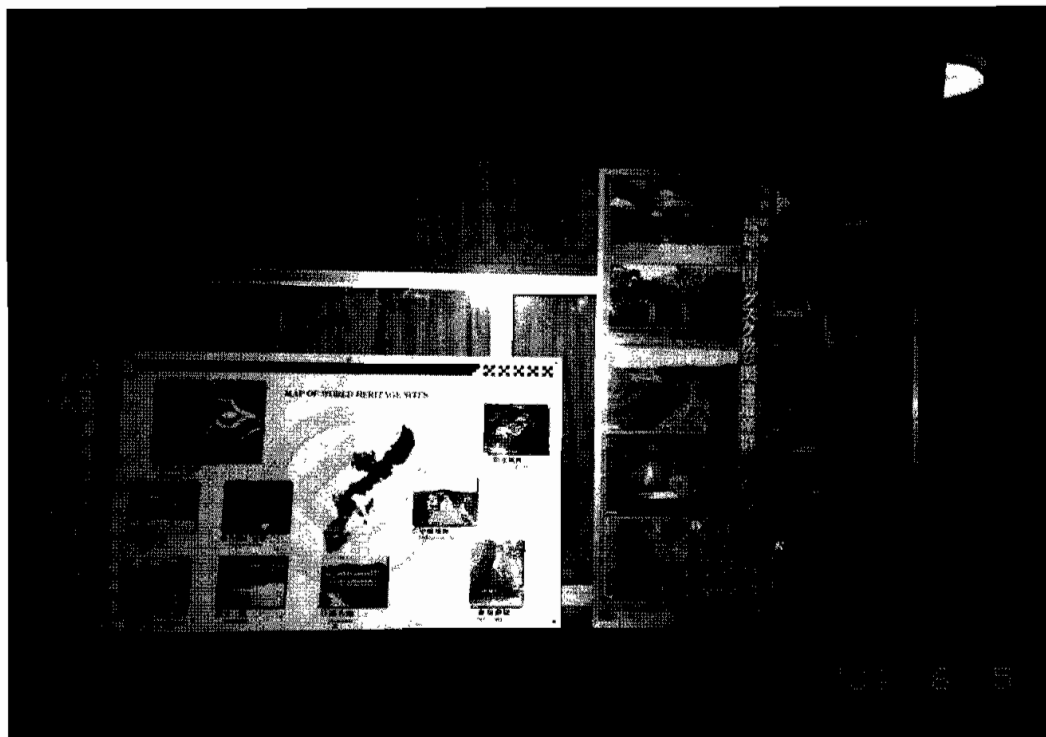


図6 読谷村歴史民俗資料館エントランスの「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」の解説板



図7 玉陵管理事務所内地下展示室

トランスには、世界遺産に関するパネルが設置され、親しみを感じる。同様に、座喜味城跡には隣接して読谷村歴史民俗資料館が存在する。同様に世界遺産の顕彰、遺跡の解説・案内が行われており(図6)、城跡を訪れた人には、遺産の内容を理解できるようにになっている。また、玉陵は玉陵管理事務所、識名園には識名園管理事務所(那覇市教育委員会管轄)が存在し、簡易な展示室にて案内・解説がなされている(図7)。展示の工夫は確かに必要であるが、遺産の理解を助ける施設として効果的である。

世界遺産・琉球王国のグスク及び関連遺跡群は、遺産所在地や所管が分散しているため、施設毎の連携や内容統一等の改良は今後も必要であるが、遺産に隣接してこうした施設があることは極めて効果的である。こうした併設の例は、前述した平城宮跡資料館や厳島神社宝物館・宮島町立民俗資料館、平和記念館、屋久島オープンフィールド博物館、知床自然センターがある。また、白神山地ビジターセンター・羅臼ビジターセンター、奈良市なら館は、インフォメーションセンターを併設した例であり、博物館の重要性と同様に、関連施設の必要性は認識されている。場合によれば、博物館の分館的な施設、博物館に準じる自然・文化センター(heritage center)の併設も可能であり、遺産の重要性や認識度を高める手段として有効である。

海外においては、世界遺産を包括した野外博物館やエコミュージアムが多数存在し、活発な活動が行われているという。世界遺産を内包するものとしては、スエーデンのベリスラージェン・エコミュージアムやノルウェイのロロス・エコミュージアム、ドイツのクヴェトリンブルク野外博物館、カナダのケベック野外博物館、アメリカのタオス・ピエプロ野外博物館やメサ・ヴェルデ野外博物館、イギリスのアイアンブリッジ・ゴージ野外博物館の等があり、博物館機能を連携させた世界遺産の活用と活動が行われているという(大原一九九九、杉本二〇〇〇)。世界遺産に限定しなくとも、遺産の理解と学習、あるいは遺産

の保護活動に博物館が相互連携し実践している例であり、世界遺産と博物館活動が有機的に位置づけられている。

世界遺産と博物館活動の方法としては、前掲の特別展等も重要であり、短期間に多くの来訪者が望め、遺産の理解と普及に役立つ。しかし一方では、現地の遺産と連動した継続性をもつ活動が必須である。一過性のもではなく、長期的計画に基づく恒常的機関として、世界遺産の情報基地としての博物館が必要である。広域の世界遺産においては、エコミュージアムの中核博物館的な情報基地の設置も望まれ、サテライト的に各地にある遺産や施設と連携した博物館活動が重要となる。

### おわりに

本稿では、世界遺産と博物館の関連性や必要性を説いた。まず関連規約の整理と理解、次いで野外博物館・エコミュージアムと世界遺産（記念物）の関連性、展示的資料として世界遺産（記念物）の位置づけ、世界遺産と博物館活動の実際を述べ、世界遺産の保全や理解・普及には博物館の存在と博物館活動が不可欠であることを説いた。

筆者が論ずるまでもなく、こうした見解は既に古くから示されているところである。一般的な基礎的な理解・見解であるし、各地でも実践されている。しかし、こうした重要性を自治体や博物館関係者が再認識することが肝要である。これは、世界遺産に限る必要はないが、各地に所在する記念物（史跡・名勝・天然記念物）の捉え方から始まり、記念物の博物館での位置づけや活用方法の模索が必要と考えられる。

言うまでもなく、世界遺産を含む記念物と連携した博物館活動は、各地に即した活用と活動が重要であり、自治体との連携も必要である。関連規約に準じ

るまでもなく、世界遺産の活用と博物館は有機的な関係にあり、博物館活動やそれに準じた活動のなかで行われるのが望ましい。その延長が、充実した世界遺産の活用へと繋がると考える。

〔付記〕水野正好先生は、一九七九年の文化財学科開設時に赴任され、学科の基礎固めと発展に大きく尽力された。先生のご努力が今日の文化財学科を作ったともいえる。また、大学の要職も歴任され、大学経営にも多大な貢献された。このたび定年を迎えられ、四半世紀にわたる奈良大学での教育・研究活動に終止符を打たれることになった。先生の熱のこもった「楽しい考古学」の講義は多くの学生を魅了し、専門職をめざして数多くの卒業生が現場に巣立っていった。その傍らで充分なお手伝いもできず、非力な小生にも数々の指導をいただきました。心より感謝の意を表し、今後とも変わらぬご指導をお願い申し上げます。

本稿は、平成一七（二〇〇五）年度全国大学博物館学講座協議会西日本部会研究助成の成果の一部である。助成をいただいた西日本部会に感謝申し上げます。

### 註

- (1) 実践例の代表的な例は、山形県朝日町エコミュージアムであり、住民連携とともに活動が行われている。石川優樹氏の調査・教示による。
- (2) 百貨店での催し物としては、大丸ミュージアム系列（世界遺産写真展Ⅰ～Ⅲ、二〇〇一年～）を始めとして、松坂屋・他で継続して行われている。その他、デオデオ本店（世界遺産写真展、二〇〇〇年）、アートギャラリー（白神山地世界自然遺産展、二〇〇三年）、国際交流基金フォーラム（世界遺産高句麗壁画古墳展、二〇〇四年）、企画ギャラリー（世界遺産―大アンコールワット展、二〇〇五年）、世界遺産プラザ・世界遺産ギャ

ラリー(アンコール王朝展、二〇〇五年)等、多数の取り組みが見られる。

(3) 白川郷・五箇山の合掌造り集落は、一九九五年に世界遺産に登録された。白川村ではそれ以降、二〇〇三年までに観光客は上昇し、二〇〇四年以降はほぼ横ばい傾向であるが、遺産の登録により観光客は大幅に増加した。白川村ホームページによる。

(4) 和歌山県立博物館では、継続して県内の世界遺産を中心に企画展が行われている。また各地の博物館では、東京写真美術館(ユネスコ・世界遺産写真展、二〇〇一年)、江戸東京博物館(世界遺産ポンペイ展、二〇〇一年)、福岡市博物館(世界遺産醍醐寺展、二〇〇一年)、神戸市博物館・東京国立博物館(世界遺産・博物館島―ベルリンの至宝展―、二〇〇五年)、その他多くの取り組みが見られる。

(5) 博物館施設としての取り組みは、(財)海洋博覧会記念公園管理財団首里城公園管理センター主任、上江洲安亨氏のご教示による。

(6) ビジターセンターは、博物館機能を有しているとは言いがたいが、当面その存在性は評価できる。将来的には博物館機能を備えることが望ましいと考えられる。

#### 引用文献

新井重三 一九八九「野外博物館総論」『博物館学雑誌』第一四卷一・二合併号

新井重三 一九九五「実践エコミュージアム」牧野出版

植野浩三 二〇〇二「史跡・名勝・遺跡―博物館実習マニュアル」全国大学博物館学講座協議会西日本部会編 芙蓉書房出版

大原一興 一九九九「エコミュージアムへの旅」鹿島出版会

海洋博覧会記念公園管理財団 二〇〇〇「首里城が楽しく学べる 首里城物語」

杉本尚次 二〇〇〇「世界の野外博物館」学芸出版社

灰野昭郎 二〇〇〇「博物館の模索」『世界遺産学を学ぶ人のために』奈良大学文学部世界遺産を考える会編 世界思想社